## 議案第18号

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

平成24年2月15日

## 提出者 墨田区長 山 﨑 昇

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

墨田区道路占用料等徴収条例(昭和47年墨田区条例第12号)の一部を次のよう に改正する。

別表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設の項の次に次のように加える。

令第7条第	上空、トンネルの上又は 高架の道路の路面下に設 けるもの	階数が 1 のもの	占用面積 1 平 i 方メートルに つき 1 年	A に 0 . 0 0 6 を乗じて得た額
6号に掲げる施設(高		階数が2のもの		A に 0 . 0 0 8 を乗じて得た額
速目動車国 道及び自動 車専用道路		階数が3のもの		A に 0 . 0 1 1 を乗じて得た額
以外の道路に係るもの		階数が4以上のもの		A に 0 . 0 1 2 を乗じて得た額
を除く。)	その他のもの			A に 0 . 0 2 4 を乗じて得た額

別表中「第7条第6号」を「第7条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」 に改め、「自動車駐車場」の次に「(同号口に掲げる道路に係るものを除く。)」を 加え、「第7条第8号」を「第7条第9号」に、「第7条第9号」を「第7条第10 号」に、「第7条第10号及び第11号」を「第7条第11号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (提案理由)

道路法施行令の一部改正により、引用条文に移動等があったことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。